

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第1回 所沢市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	平成28年10月6日(木) 午前10時00分から12時00分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	佐藤 昭、田中 春夫、朝井 紀久子、杉山 極子、一木 昭憲、 玉津島 滝子、仲 重夫、木村 栄、尾方 丸雄、池田 誠、 宮本 邦子、熊谷 大、田中 英樹、植村 英晴、小田島 明、 谷田 悦男、浅見 均、鈴木 喜代子、以上18名
欠 席 者 の 氏 名	駒崎 敏郎、田端 昭雄
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	第3次所沢市障害者支援計画の実績報告について(公開) (仮称)障害者差別解消条例制定体制について(公開) その他(公開)
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 所沢市障害者施策推進協議会出欠簿 ・ 平成28年度 第一回所沢市障害者施策推進協議会 席次表 ・ 第3次所沢市障害者支援計画 各施策の目標値及び実績値一覧 ・ 第3次所沢市障害者支援計画 進捗状況 ・ (仮称)所沢市障害者差別解消条例検討体制 ・ 障害者施策推進協議会及び条例検討会スケジュール ・ (仮称)所沢市障害者差別解消条例 検討会委員名簿 ・ (仮称)所沢市障害者差別解消条例設置要綱 ・ 障団協差別事例収集
担 当 部 課 名	福祉部長 植村 里美 障害福祉課(並木課長、安座間主査、青野主査、松井主査、 仲主査、岩雲主査、山田主任、松澤主任、中島主事、中村主事) こども福祉課(市来課長、廣谷主査) 保健センター健康管理課(山崎主幹、小野寺主査) (事務局)福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
福祉部長	開 会 あいさつ
事務局	協議会委員変更・所沢市人事異動の報告
会長	あいさつ 傍聴者入場
事務局	《議題》 「第 3 次所沢市障害者支援計画の実績報告について」説明資料の一部に訂正がありますので、後日改めてご連絡します。
事務局	<p>本議題について委員より事前に 精神障害者アウトリーチ支援事業の実績について及び アウトリーチ支援事業とアクトとの異同についてご質問をいただいておりますので回答させていただきます。</p> <p>については、昨年 10 月から実施しており、平成 27 年度末の時点で対象者が 27 名となっております。支援の内訳としては訪問が 784 回、来所が 41 回、電話が 1062 回、計 1887 回の支援を行っております。</p> <p>については、まずアクトとは何かということですが、アクトは包括的地域生活プログラムとして、精神障害者の地域における自分らしい生活の維持・実現を目的としており、医師、看護師、精神保健福祉士等の専門家がチームを組み、365 日 24 時間支援、そして対象者が望む限り支援を継続するというものになります。</p> <p>一方本市のアウトリーチ支援事業は、専門家のチームによる対応を、本人の希望がある限り継続して行うものであり、アクトとほぼ同じものだと考えております。</p>
会長	他にご意見ご質問はございますか。
委員	アウトリーチ支援事業では、24 時間体制で対応しているということですが、電話での対応を 24 時間行っているのですか。
事務局	行っております。
委員	電話番号は一般に公表されているのですか。
事務局	電話番号については、一般に公開せず、支援の対象者にのみ教えております。

委員	アウトリーチ支援事業の内容について説明してください。
事務局	アウトリーチ支援事業とは、重度の精神障害者を対象に、アウトリーチチームの職員が対象者の自宅を訪問し、地域生活全般の支援を行うものであります。
委員	障害者の虐待防止事業について、先日某新聞の記事の中で、所沢市立の障害児通所施設において職員による虐待が行われていたと報じられました。そういった報道があったにも関わらず、配布資料の中では、当該事業の評価がAとなっています。こういった状況でAという評価がつくのはおかしいのではないのでしょうか。
会長	ただいまのご質問は、障害者虐待防止事業についての評価が、現状と乖離しているのではということでしょうか。事務局に回答をお願いいたします。
事務局	こちらの項目は、所沢市として今後その事業にどれだけ注力していくのかを、取り組みを拡大していくのであればA、現状維持ならばBといった形で記載しているものであります。つまり、こちらの項目は、今後市として虐待防止の取り組みを推進していく方針であることをお示ししているにすぎず、事業の実績に対する評価を表したものではありません。また、ご指摘のあった新聞記事については、市で事実確認を行った結果、虐待の事実は存在しなかったことが確認されております。そのため、今後も取り組みを拡大していきたいと考えております。
委員	一般市民はマスメディアの報道からしか情報を得ることができないのですから、報道機関に抗議し訂正を求めないのであれば、市が報道内容について事実であると黙認したと考えてしまいます。本日の事務局の回答は、そういった認識と矛盾するものになります。新聞社に抗議等を行ったのですか。 また、昨年度の定例会で配布された資料については、該当箇所は方針ではなく実績に対する評価ではありませんでしたか。
事務局	昨年度は第2次計画の報告をさせていただきましたが、今年度より第3次計画について報告させていただいており、それに伴い報告形式を現在の形に変更しております。従来の評価に当たる部分は、進捗評価として設けており、本事業については「一定の成果が上がっている」と評価しております。
委員	実際に2件報道があったにも関わらず、こうした状況で一定の成果は上がっているといえるのですか。
会長	メディアによる報道は、市民の関心の高いところですから、事の顛末について気になるものです。事務局には今回の対応の結果

	<p>について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報道内容に関して説明させていただきます。本件については、心理的虐待の疑いがあるとして、こども福祉課及び障害福祉課が障害者虐待防止法に基づき調査を行ったところ、虐待の事実は確認されませんでした。また、第三者機関である「埼玉県子どもの権利擁護委員会」による調査を受けましたが、そちらでも虐待の事実は確認されませんでした。その調査の中で身体的虐待の疑いがあるとして、市で再び調査を行いました。虐待の事実はありませんでした。新聞報道では身内による調査と報じられておりましたが、第三者機関による調査も受けております。</p>
会長	<p>経緯について公表すべきかと思いますが、公表されておりますか。もしされていないのなら、今後公表する予定はありますか。</p>
事務局	<p>9月議会において議員による質問があり、同様の答弁を行いました。そしてその答弁書は公開されております。</p>
会長	<p>他にご質問はありませんか。</p>
委員	<p>福祉避難所について、情報保障をはじめ、聴覚障害者の支援が充実した避難所を整備してほしいと考えております。</p>
事務局	<p>福祉避難所の整備は危機管理課の管轄であるため正確にはお答えできませんが、国立障害者リハビリテーションセンターが福祉避難所の指定を受けているため、そこではご意見のあったような支援を受けられるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>聴覚障害者の災害時の避難についてですが、今年フォーラスタワーで火事があった際、所沢市社会福祉協議会等と共同で、所沢まちづくりセンターに避難した方に対して、手話通訳の利用案内を行いました。今後同様の取り組みを市役所危機管理課と相談しながら普及させていきたいと思っております。</p>
委員	<p>今の内容について補足になりますが、手話通訳・要約筆記派遣事務所では、非常時の手話の利用を案内するバンドナを防災倉庫に保管しています。必要に応じて利用していただければと思います。</p>
会長	<p>他に何かございますか。</p>
委員	<p>市営住宅について、車いす利用者が死亡した後、車いすを使用していないその配偶者が車いす利用者向けの部屋に居住を続けているといった本来の目的外の利用が増えているので、そのあたりの管理に力を入れてほしいと思っております。また、市営住宅には空き</p>

	<p>部屋が多いと聞くのでグループホーム等に有効利用してもらいたいと思います。</p>
会長	<p>最後に何かある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>成果が上がっていないにも関わらず、今後の方針が現状維持になっている事業が四つあります。これらの事業については、障害福祉課では対応が難しいかもしれませんが、バリアフリー化等障害者支援においては重要なため、推進していただきたいと思います。</p>
会長	<p>これらの件については、障害福祉課の管轄外ではありますが、多くの方が関心をお持ちになるところでもありますので、なぜ現状維持なのかということも含めて情報収集をしていただき、今後ご報告いただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは 「（仮称）障害者差別解消条例制定体制について」、制定体制やスケジュールに関して事務局に説明していただきます。</p>
事務局	<p>「（仮称）障害者差別解消条例制定体制について」説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定体制について ・制定スケジュールについて
会長	<p>何かご意見等はございますか。</p>
委員	<p>条例検討会委員の構成や当事者へのアンケートの内容について、発達障害に対する考慮をお願いいたします。いくつかの自治体がすでに同種の条例を制定している中で、後発的に条例を制定するわけですから、その内容については、現時点で最良のものを目指すべきであると思います。発達障害者支援は、発達障害者基本法が改正され、権利擁護の部分が強化されるなど、国も力を入れて取り組んでいる分野です。そういった時代にふさわしい条例を作っていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他に何かございますか。</p>
委員	<p>検討会委員について、障害当事者は障害ごとに各障害者団体が推薦することになるのか、それとも各障害者団体は障がい者団体協議会（以下「障団協」と表記する。）に参加しているので、障団協が推薦するのか。障団協は、もともと市から各団体でバラバラに要望を出すのではなく、一か所に集約してほしいという話を受けて発足したものである。障団協を軽んじられているように感じて憤りを感じています。</p>

事務局	<p>なるべく色々な障害種別の方に参加をしていただきたいと思います、こうした表記にさせていただいたが、その目的が達せられるのであれば、障団協を通じてご連絡することも可能であります。</p>
会長	<p>手続きについては些細な問題であるので、障団協を通じて連絡を行うということによろしいですか。</p>
委員	<p>検討会委員についての資料に各障害者団体と障団協が並列的に記載されていますが、各団体は障団協に参加しているので違和感を覚えました。</p>
会長	<p>では、障団協を通じて依頼をするということにいたします。 また、発達障害関係の委員については、市内に当事者団体があるのであれば、まずそちらとお話をさせていただくことになるかと思えます。</p>
委員	<p>検討会の構成上、委員の人数をこれ以上増やすことができないので、障団協の枠を発達障害関係者に振り替えてはどうでしょうか。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。特に異論がなければ今のご意見の通り、障団協の枠を発達障害者当事者に振り分けることにします。ほかに意見はございますか。</p>
委員	<p>アンケートの提出を10月20日までにメールで行うということですが、視覚障害者はアンケートデータの作成が難しいため、点字等で回答することはできませんか。</p>
会長	<p>事務局にはそのあたりの対応をぜひお願いいたします。 では、次の方お願いいたします。</p>
委員	<p>検討会について、一人でも多くの方の意見を反映するためには、委員が20名では少ないと思います。また、謝金についての記載がありませんが、多少でも謝金が出れば委員の推薦もスムーズに進むと思いますのでご検討ください。 次に、埼玉県では差別解消条例に加えて手話言語条例が施行されました。所沢市でも手話についてのご考慮をお願いいたします。</p>
会長	<p>交通費程度でも謝金を支払うべきではないか、また手話言語条例に関する規定についてどうなっているのかというご質問ですが、事務局に回答をお願いいたします。</p>
事務局	<p>こういった市民参加型の会議を謝金を支払う形で発足させると、設置に当たり行政内部の手続きが複雑になり、制定スケジュールを後ろ倒しせざるを得なくなります。そして今回の条例をなるべく早く形にするためにも、今回の検討会については無報酬という形に決定いたしました。そのため、大変申し訳ございませんが、推薦に際してはその</p>

<p>会長</p>	<p>点をご説明いただきますようお願いいたします。</p> <p>手話言語条例につきましては、その内容を今回の条例に組み込むべく、検討会の委員に手話通訳派遣事務所や、点訳ボランティアも加えております。</p> <p>今回の条例をより良いものとするためにも、委員の皆様におかれましては、体制やスケジュールについてはご了解いただいて、条例の具体的内容について、今後本協議会の定例会にて貴重なご意見を頂ければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>「その他」説明 ・マイナンバーの提供について</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今回の定例会では支援計画や差別解消条例について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>最後に副会長にご挨拶をいただきたいと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>皆様長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>本日は計画や条例といった重要な課題について有意義な議論ができたと思っております。</p> <p>私は国立障害者リハビリテーションセンターの職員でありますので、防災についてのお話をさせていただきます。当施設は、かなり早い段階で福祉避難所としての指定を受け市と協定を結んでおりましたが、いざ非常時に陥ったときに何をやるかというソフトの部分については、ほとんど何も決まっていなのが現状であります。その原因は、非常時であるにも関わらず、電気の利用が可能であるというような現実には即さない、あるいはかなり無理のある想定がなされていることにあります。当施設でいえば、建物は免震であるため問題ありませんが、医師や職員が非常時に何人来られるかわからない状況が予想され、そういった状況を前提として対応を検討していかなければなりません。そこで、そういった福祉避難所における対応の前提として、福祉避難所に来る前の段階である地区ごとの避難所に障害者がどう避難するのかという研究を当施設の職員がここ5年ほどしております。そして、その成果として、昨年荒幡地区の避難所において障害当事者による一泊研修を実施しました。また、東所沢地区でも同様の取り組みを行い、そこでは、当事者はもちろん、障害者と接する機会のない人にも参加してもらいました。普段障害者と関わることのないような人と障害者との関わりを作っていくことが、適切な障害者の避難の第一歩であると思います。災害時において、障害者の死亡率がとても高くなるのは、非常時のストレスが原因であります。非常時になると、障害者と健常者との間の健康状態の格差が広まり、それが死亡率の上昇という結果につながってしまいます。差別解消関係法規は、こうした状況での配慮を規定する者であり、障害者の心身の安全を維持するためにもとても重要になってくる</p>

ものであります。そのため、所沢市の差別解消条例も市の財産になるようなものにしていかなければなりません。

本協議会は、障害者のみならず所沢市に関わる一般市民の福祉の増進に寄与するものでありますから、新しい取り組みとして本件条例の制定に向けて、皆様のご協力をいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

閉 会